

4 請負工事中間技術檢查細則

請負工事中間技術検査細則

大阪市建設局（以下「本市」という。）は、請負契約により施行する工事（以下「工事」という。）について、「地方自治法」第234条の2に規定される給付の完了の確認を行うための検査のほかに、工事の品質がより一層高いものとなるよう「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第8条基本方針に係る工事の施工状況の確認の充実を目指すものとし、そのため本市の「請負工事等検査要領（以下「検査要領」という。）」第4条第1項第6号に規定する中間技術検査について、その細則を定めて施工の節目における適切な実施の定着を図るものである。

（目的）

第1条 この細則は、本市の工事の施工途中でを行う中間技術検査に関し必要な事項を定め、もって工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する品質及び技術水準の向上に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この細則に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「契約書」とは、大阪市（発注者）と請負者が締結する工事請負契約書をいう。
- (2) 「粗雑な履行」とは、大阪市競争入札指名停止措置要綱第3条指名停止の基準に規定する別表の「1過失による粗雑な契約の履行等」に該当した本市の工事の履行をいう。ただし、この細則の施行日以降に行われる当該指名停止措置を運用する。
- (3) 「現場確認検査」とは、検査要領第4条第1項第4号に規定する検査をいう。

（中間技術検査を行う者）

第3条 中間技術検査は、原則として本市の事務分掌で定める工事の検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）が行う。

2 前項の検査職員は、検査要領に定める「検査命令簿」を作成して検査職員を直接補助する係長及び検査補助者に中間技術検査を行うことを命じることができる。

（中間技術検査の実施）

第4条 中間技術検査は、技術的な観点から工事の出来形、出来ばえ及び管理状況（施工体制、施工手順、工程管理、出来形管理、品質管理、安全管理、関係法規・府市条例遵守等をいう。）の確認・評価を行う。ただし、施工について改善を要すると認めた事項や現場における指示事項（以下「検査指示」という。）を書面により請負者に通知する。

2 中間技術検査は、契約書第39条、第40条に基づく検査（以下「中間・部分完成検査」という。）の規定に関わらず、検査要領第7条第1項に基づき、検査職員が必要と認める次の各号に掲げる場合に実施することができる。

- (1) 設計図書に中間技術検査の実施が付されている場合
- (2) 過去（当該工事契約日の年度及び契約前年度から起算し遡り3箇年度の範囲とする。）の本市の工事で粗雑な履行を行った請負者が受注した場合

(3) その他検査職員が必要と認める場合

3 既済の中間・部分完成検査、または現場確認検査がある場合は、前項第1号、または第2号の中間技術検査を実施したものと見なすことができる。ただし、設計図書に出来形の検査を受けることを指定した部分（以下「出来形指定部分」という。）がある場合は、これらの既済の検査の範囲に含まれていなければならない。

4 中間技術検査の実施回数は、施工箇所数、既済の中間技術検査、中間・部分完成検査及び現場確認検査における検査指示、または当該工事の重要度を考慮し、検査職員が調整する。

(中間技術検査の時期)

第5条 中間技術検査の実施時期は、原則として当該工事の請負金額に対する出来高比率が概ね20%から70%までの範囲内、若しくは施工上の重要な変化点で行う。ただし、出来形指定部分がある場合、または第4条第2項第3号の場合は、この限りではない。

2 中間技術検査の時期選定は、検査職員が、監督職員と調整して行う。ただし、監督職員は、時期選定に必要な情報（予め請負者から徴収した意見、工事の工程計画及び進捗等をいう。）を検査職員と共有する。また、第4条第2項第1号及び第2号に該当する工事の請負者は、施工計画書の提出時において、中間技術検査の適切な時期についての意見を書面により監督職員に提出しなければならない。

3 検査職員は、中間技術検査を実施する旨、出来高基準日、またはこれに代える検査対象の出来形及び検査期限について、監督職員を通じて事前に請負者に通知を行う。

4 請負者は、前項に規定する通知を受けた場合、または出来形指定部分を完成させた場合は、速やかに別に定める中間技術検査願を監督職員に提出し、その検査の実施に応じなければならない。

5 検査職員は、中間技術検査願の通知を受けた日から14日以内に中間技術検査を行う。

(中間技術検査の方法)

第6条 中間技術検査は、次の各号に掲げる検査要領の規定に準拠する。

- (1) 第6条 検査の依頼及び回答
- (2) 第8条 検査の立会い
- (3) 第9条 検査の方法
- (4) 第10条 検査の中止（ただし、第1項第4号を除く。）
- (5) 第11条 検査の記録
- (6) 第12条 修補の指示及び確認
- (7) 第13条 工事等の成績評定（ただし、第2項及び第3項を除く。）
- (8) 第14条 検査結果の通知および公表（ただし、第1項から第3項を除く。）

2 中間技術検査の範囲は、原則として中間技術検査願に係る出来形を対象に現場及び関係書類について確認・評価を行う。ただし、既済の中間技術検査及び中間・部分完成検査、現場確認検査の範囲については、検査職員に確認のうえ対象外とすることができる。また、請負者は、出来形及び出来ばえは、事前に監督職員の検査（確認を含む。）を受け、必要となる処置を完了していなければならない。

3 請負者は、中間技術検査において、次の各号に掲げる該当書類を整備し、提示しなければならない。

- (1) 施工体制台帳、下請負契約書写し(注文書・請書)及び施工体系図
- (2) 施工計画書（施工図を含む。）
- (3) 使用材料承諾願、若しくは使用材料品質証明書類
- (4) 設計変更実施に関する書類
- (5) 中間検査出来形図または完工図、若しくはこれに代わる所要管理図等
- (6) 工事打合せ書、若しくは打合せ記録書
- (7) 出来形管理書類及び品質管理書類
- (8) 段階確認書類
- (9) 発生土計量伝票（指定）及び産業廃棄物管理票（紙マニフェストの写し、または電子マニフェスト一覧表）
- (10) 工事写真帳
- (11) 工事月報、若しくは工事日報
- (12) 工事出来高報告に関する書類
- (13) 安全教育及び安全対策(点検等を含む。)に係る記録・報告
- (14) その他設計図書に定める既済報告書類及び検査職員が指示する工事管理状況確認書類

4 請負者は、現場代理人、主任技術者（または監理技術者）及び専門技術者を中間技術検査に臨場させなければならない。

（検査指示の処置及び付帯）

第7条 請負者は、検査指示の通知を受けた場合は、速やかに当該処置を行い、別に定める検査指示事項処置確認書を監督職員に提出し、当該処置の完了の確認を受けなければならない。ただし、修補の完了の確認は、検査職員の指示に従うものとする。

2 中間技術検査の実施範囲は、完成検査を補完することができる。ただし、その範囲に修補等、特別な検査指示がある場合を除く。

（その他）

第8条 この細則に定める事項のほか、中間技術検査の実施に必要な事項は、検査職員が定める。

付則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

大建 第 号
平成 年 月 日

所在地
請負者名
代表者名 様

大阪市建設局管理部
工事監理担当課長
〇〇 〇〇

中間技術（第 回）検査通知書

貴社が受注した工事について、次のとおり中間技術検査を実施しますので、別に定める「中間技術検査願」を提出してください。ただし、提出は、この通知書を受けた日から5日以内に行ってください。

- 1 契約番号 大契乙 第 号
- 2 工事名称
- 3 工期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 4 実施趣旨 請負工事中間技術検査細則第4条第2項第〇号による
- 5 検査期限 中間技術検査願の通知を受けた日から14日以内に、
監督職員と請負者による日時調整のうえ行う。
- 6 出来高基準日 平成 年 月 日
(または検査対象の出来形)